

吉田町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領の新旧対照表

改正後		現 行					
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）					
費 目		限度額（円）		費 目	限度額（円）		
		小学校	中学校		小学校	中学校	
学用品・通学用品購入費		5,820	11,370	学用品・通学用品購入費	5,820	11,370	
新入学児童生徒学用品・通学用品 購入費		25,555	30,490	新入学児童生徒学用品・通学用品 購入費	25,555	28,990	
校外活動 参加費	宿泊を伴わないもの	800	1,155	校外活動 参加費	800	1,155	
	宿泊を伴うもの	1,845	3,105	参加費	1,845	3,105	
修学旅行費		10,790	28,860	修学旅行費		10,790	28,860
交流学习交通費		なし	なし	交流学习交通費		なし	なし
職場実習交通費			なし	職場実習交通費			なし
通学費		なし	なし	通学費		なし	なし
学校給食費		なし	なし	学校給食費		なし	なし
附 則							
この要領は、令和5年4月1日から施行する。							